

マンションの建替への円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 マンションの建替への円滑化等に関する法律施行令の一部改正 (第一条関係)

一 容積率の特例が適用される除却する必要のあるマンションの敷地面積の規模を定めることとする。

二 マンション敷地売却組合の役員等の解任請求に係る手続等を定めることとする。

三 売却マンションを占有している者がマンション敷地売却事業により通常受ける損失の額等について定めることとする。

第二 宅地建物取引業法施行令及び不動産特定共同事業法施行令の一部改正 (第二条及び第三条関係)

広告の開始時期を制限する許可等の処分及び建物の売買等の際に説明が義務付けられる重要事項に、特定行政庁による容積率の特例の許可を追加するものとする。

第三 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正 (第四条関係)

マンション敷地売却事業を経て新たに建設されるマンションの建設資金等について、独立行政法人住宅金融支援機構による融資の対象とするものとする。

第四 施行期日その他

一 この政令は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行するものとする事。

（附則第一項関係）

二 その他所要の改正を行うものとする事。

（附則第二項関係）